

骨髄移植ドナー支援について

1 概要

文京区内に住民登録を有する骨髄又は末梢血幹細胞（骨髄等）の提供者となった者及びその者が勤務する事業所等に対して助成金を交付することにより、経済的負担を軽減するとともに、骨髄等の提供希望者の増加及び骨髄等の移植の推進を図る。

2 実施内容

(1) 対象者

文京区に住民登録を有する骨髄等の提供者となった者（ドナー）及びその者が勤務する事業所等

（参考：文京区ドナー登録者数 平成29年3月31日現在977人）

(2) 支給額

骨髄等の提供に要した入院日数又は通院日数に最大7日間を限度として日額を乗じた額とする。

ドナーに対する助成金 日額2万円

ドナーの勤務する事業所等 日額1万円

(3) 開始時期

平成30年4月1日

3 実施方法

規定の申請書の提出により審査し支給決定を行なう。支給は、申請者の金融機関口座への振込みにより行なう。なお、申請には公益財団法人日本骨髄バンクが発行する骨髄等の提供が完了したことを証する書類を添付することとし、骨髄等の提供が完了した日から起算して1年以内に申請書を提出しなければならない。

4 周知方法

- (1) 区報、ホームページに掲載
- (2) 献血事業実施時においてポスター、チラシにて周知
- (3) 公益財団法人日本骨髄バンクに情報提供

5 今後のスケジュール

平成30年3月末 要綱制定

同年4月1日 施行